

別紙 1

会員へ周知(5/18 済)

HP発 道札



道 空 衛

| | | | |
|--------|-----|------------------------|-----------------------|
| 決 裁 | 会 長 | | 事 務 局 |
| | | 専務理事 24.5.14 高清水 | 事務局長 24.5.14 森嶋 |

建 情 第 2 0 1 号
平成 2 4 年 5 月 1 0 日

各 建 設 業 団 体 の 長 様

建設部建設管理局建設情報課長

建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

建設業に係る各種施策の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度、別添のとおり国土交通省土地・建設産業局建設業課長より改正について通知がありましたので、貴団体におかれましてもその趣旨をご理解いただき、会員の方にも周知されますようお願いいたします。

(建設業グループ主査(建設業審査))

国土建第39号
平成24年5月1日

北海道建設部長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



建設業法施行規則の一部を改正する省令等の施行について

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在することから、技能労働者の公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利になるという状況が生じています。

このため、関係者を挙げた社会保険未加入問題への対策の一環として、建設業の許可に際しての保険加入状況の確認・指導、経営事項審査における未加入企業への評価の厳格化を進めることにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と事業者間における公平で健全な競争環境の構築を図る必要があります。

また、昨今、我が国建設企業の活動範囲が国内外を問わず拡大している中で、外国における建設工事の受注に際し、進出先国の規制により子会社を設立しなければならない場合や、子会社により現地に根付いた事業活動を行う場合があることから、外国子会社の経営実績を適正に評価するとともに、我が国建設企業の海外進出意欲の醸成を図ることが求められています。

こうした状況にかんがみ、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会の間とりまとめ（平成24年1月27日）等を踏まえ、今般、平成24年5月1日付けで、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）及び建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「告示」という。）の一部改正が行われ、同年11月1日（経営事項審査に係る改正については同年7月1日）から施行されることとなりました。

今般の改正の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはその趣旨を十分ご理解の上、事務処理に当たって遺漏なく措置されるようお願いいたします。

記

1. 建設業における社会保険未加入問題への対策

(1) 建設業の許可申請書の添付書類への保険加入状況の追加 (規則第4条及び様式(新)第20号の3関係)

許可行政庁が、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条に基づく許可（許可の更新を含む。）の申請時に、保険加入状況の確認、指導等を行うため、法第6条第1項に基づく申請書の添付書類として、健康保険等の加入状況^(※)を記載した書面の提出を求めることとし、当該書面の様式を整備した。

(※)「健康保険等の加入状況」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者の資格の取得の届出、厚生年金保険法（昭和29年法律115号）第27条の規定による被保険者の資格の取得の届出及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による被保険者となったことの届出の状況をいう。以下同じ。

(2) 施工体制台帳等の記載事項への保険加入状況の追加 (規則第14条の2及び第14条の4関係)

特定建設業者及び下請負人が、その請け負う工事における下請負人等の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するよう、法第24条の7第1項に基づき特定建設業者が作成する施工体制台帳の記載事項及び同条第2項に基づき下請負人が特定建設業者に通知すべき事項に、健康保険等の加入状況を追加することとした。なお、平成24年11月1日以降に特定建設業者が発注者と締結した請負契約に係る建設工事が対象となる。

(3) 経営事項審査における保険未加入企業への減点措置の厳格化 (規則様式第25号の11及び第25号の12並びに告示第1の4の1及び付録第2関係)

法第27条の23に基づく経営事項審査（以下単に「経営事項審査」という。）において、社会性等（労働福祉の状況）に係る評価の項目及び基準を次のとおり見直すこととした。

- ・評価項目のうち「健康保険及び厚生年金保険」を、「健康保険」と「厚生年金保険」に区分し、各項目ごとに審査する。(規則及び告示第1の4の1)
- ・「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の各項目について、未加入の場合それぞれ40点の減点(3保険に未加入の場合120点の減点)とする。(告示付録第2)

2. 経営事項審査における外国子会社の経営実績の評価

(規則様式第25号の11及び告示附則関係)

経営事項審査において、本邦親会社及び外国子会社の経営規模に係る次の数値について、国土交通大臣に申請し、認定を受けた場合には、当該数値を評価の対象とすることとした。

- ・外国子会社の完成工事高
- ・親会社及び外国子会社合算の利益額及び自己資本額

